

A X - 5, B X - 5

民 法

Aは、Bとの間で、機械部品を継続的に供給する売買契約を締結した。当該売買契約には、AがBに対して有する代金債権の譲渡を禁止する旨の特約（以下「譲渡禁止特約」という。）が存在した。平成27年6月1日、Aは、Bに対する500万円の売買代金債権（以下「甲債権」という。）を、Cに対して負担する700万円の貸金債務の代物弁済として、Cに譲渡した。Cは、AB間の譲渡禁止特約の存在を知っていた。Aは、Bに対して内容証明郵便によって債権譲渡の通知を行い、当該通知は同月2日にBのもとに到達した。Cは、同月4日にBのもとを訪れ、自らが譲り受けた甲債権の譲渡を承諾するようBに求めたところ、Bは、AからCへの甲債権の譲渡を承諾した。

以上の事実を前提として、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 Aに対して700万円の貸金債権を有するDは、平成27年6月5日に甲債権を差し押さえ、その差押命令正本が同日中にBに送達された。DはAB間の譲渡禁止特約の存在を知っていた。甲債権について、CとDのいずれがBに対して弁済を求めることができるか。
- 2 Aに対して700万円の貸金債権を有するEは、平成27年6月3日に甲債権を差し押さえ、その差押命令正本が同日中にBに送達された。EはAB間の譲渡禁止特約の存在を知っていた。甲債権について、CとEのいずれがBに対して弁済を求めることができるか。
- 3 平成27年6月2日、Aは、甲債権をFに対する700万円の債務の代物弁済として、

Fに譲渡した。Aは、Bに対して内容証明郵便によって債権譲渡の通知を行い、当該通知は同月3日にBのもとに到達した。甲債権について、CとFのいずれがBに対して弁済を求めることができるか。

(100点)

A X - 5, B X - 5

刑 法

乙（男性，13歳）は，父親の甲（40歳）に，日頃から万引きを命じられ，スーパーマーケットや本屋で商品を取ってきては，甲に渡していた。ある日，甲から，本屋で雑誌を取ってこいと命じられた乙は，「嫌だ。」と逆らったところ，甲に手拳で殴られ，鼻血を出してしまった。さらに甲は，乙の胸倉を掴みながら「言うことを聞かなければ家から出て行け。」と言ったため，乙はやむを得ず近所の本屋に入り，棚から雑誌を取り，持っていた布製の手提げ袋に雑誌を入れたところ，防犯カメラでその様子を確認していた警備員Aがこれを見つけ，乙に近寄り，乙に対し「バッグの中を見せなさい。」と告げながら，乙の腕を掴んだ。

乙は，もし捕まれば，しくじったとあって甲にひどく怒られるのではないかと恐れ，必死でAの腕を払いのけようとして，持っていた手提げ袋でAの頭部を殴って転倒させ，倒れたAをさらに足で蹴って，雑誌を入れた手提げ袋を持ったまま逃走した。

Aは乙が加えた暴行により，加療2週間を要する傷害を負った。

甲及び乙の罪責について論ぜよ（甲の乙に対する罪責を除く。）。

(100点)